

定款細則
(ガイド資格に関する規定)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規約は、日本アルパイン・ガイド協会（以下、「当協会」という。）のガイド資格に関して規定する。

第2条 (山岳ガイド資格)

当協会は次のガイド資格を認定する。

- (1)アルパイン・ガイド
- (2)アスピラント・ガイド
- (3)マウンテン・ガイド
- (4)名誉アルパインガイド

第3条 (資格別職域範囲)

資格別職域範囲は次に規定する。

1. アルパイン・ガイドは以下の活動を有償で行うことができる。
 - (1)岩、雪、氷、沢およびミックスルート、山岳スキーについて全ての山岳において、季節に関わらず登山する人の引率及び同伴をすることができる。
 - (2)登山、クライミング、山岳スキーなどの技術を指導・教育することができる。
2. マウンテン・ガイドは、以下の活動を有償で行うことができる。
 - (1)一般登山コースや岩稜ルートについては全ての山岳において、季節に関わらず登山する人の引率及び同伴をすることができる。
 - (2)岩、雪、氷、沢およびミックスのルートクライミングについては困難なルートを除いて（ルートグレード3級まで）季節に関わらず登山する人の引率及び同伴をすることができる。
 - (3)山岳スキーツアーの引率をすること。
 - (4)登山、クライミング、山岳スキーの技術をゲレンデにおいて指導・教育すること。
 - (5)アルパイン・ガイドの責任下において、アルパイン・ガイドと同等、同レベルの登山、クライミング、山岳スキーツアーの引率をすること。
3. アスピラント・ガイドは以下の活動を有償で行うことができる。
 - (1)一般登山コースや岩稜ルートについては全ての山岳において、季節に関わらず登山する人の引率及び同伴をすることができる。

- (2)岩、雪、氷、沢およびミックスのルートクライミングについては困難なルートを除いて（ルートグレード5級まで）季節に関わらず登山する人の引率及び同伴をすることができる。
- (3)山岳スキーツアーの引率をすること。
- (4)登山、クライミング、山岳スキーの技術をゲレンデにおいて指導・教育すること。
- (5)アルパイン・ガイドの責任下において、アルパイン・ガイドと同等、同レベルの登山、クライミング、山岳スキーツアーの引率をすること。

4. 名誉アルパインガイドは、マウンテンガイド、アルパインガイドとして在籍10年を越え当協会に多大な功績があったと認められる場合、資格審査委員会の推薦により理事会の決定で次の資格を認定する。

- ・名誉アルパインガイドA 在籍20年を越え70歳以上の者。
会費を無料とする。資格の更新研修の制約を受けない。
- ・名誉アルパインガイドB 在籍10年を越え70歳以上の者。
資格の更新研修の制約を受けない。

名誉ガイドについての職域は、従前資格の職域とする。また、対外的名称の使用については、「名誉アルパインガイド」あるいは「アルパインガイド」とする。

第2章、認定機関

第4条 （認定機関）

ガイド資格の認定は当協会の資格審査委員会がこれにあたる。

第5条 （資格審査委員長の選任）

資格審査委員長は、アルパインガイドとしてガイド経験5年以上で過去に2年以上の資格審査委員を経験している者の中から理事会が選任する。

第6条 （資格審査委員、資格審査専門委員の選任）

資格審査委員は、アルパインガイドとしてガイド経験3年以上で次の各号いずれかに該当する者の中から資格審査委員長が選任する。

- ①フランス高山ガイド資格所持者（Guide de Haute Montagne en France）
- ②フランス高山ガイド同等の職業ビザ所持者（D'equivalence en France）
- ③フランス国立登山スキー学校（ENSA）でのガイド研修修了者
- ④前項①から③に匹敵する技術を有すると思われる者

2. 資格審査専門委員は、アルパインガイド、レスキューマスター、クライミングマスタ

一として3年以上の経験を持つ者で、特に専門分野に秀でた指導力があると思われる者を資格審査委員長が選任することが出来る。

第7条 (資格審査委員会の職務)

資格審査委員会は、この細則に規定するものの他次の職務を行う。

2. ガイド養成学校の企画、運営、及び会員研修での技術指導。
3. 技術マニュアルの編纂
4. 会員資格の審査、及び懲罰の発令

第3章 山岳ガイド資格認定研修

第8条 (研修の種類)

山岳ガイドの研修は次の3種類に分類される。

- (1)アスピラント・ガイドコース
- (2)アルパイン・ガイドコース
- (3)マウンテン・ガイドコース

第9条 (研修の受講)

1. アスピラント・ガイドコースは、当協会が主催するガイド養成学校への入校が許可されたものが受講することができる。
2. アルパイン・ガイドコースはアスピラント・ガイドとして認定されたものが受講できる。
3. マウンテン・ガイドコースは、当協会が主催するガイド養成学校への入校が許可されたものが受講することができる。

第10条 (アスピラント・ガイドコース)

1. アスピラント・ガイドコースは、ガイド養成学校への入校を許可された後、1年間で20日以上当協会主催(共催を含む)の研修を受講しなければならない。
2. アルパイン・ガイドの指導のもとで自己研修を実施し、所定の手続きにより当協会に報告した場合には10日以内に限り、アスピラント・ガイドコースの研修として見なすことができる。
3. アスピラント・ガイドコースにおける1年間での合計30日以上研修は、岩で10日以上、雪・氷で10日以上、山岳スキーで10日以上を実施すること。

また、高山での実技研修が12日以上含まれていなければならない。

4. アスピラント・ガイドコースにおける研修結果、および登山歴とガイド実績に基づいて資格審査委員会で合否の判定を行い、理事会で承認を経てアスピラント・ガイドとして認定する。

第11条 (アルパイン・ガイドコース)

1. アルパイン・ガイドコースはアスピラント・ガイドとして認定された後、最短で2年間、最長で4年の間に、40日以上の実技研修を受講しなければならない。
2. アルパイン・ガイドの指導のもとで自己研修を実施し、所定の手続きにより当協会に報告した場合には20日以内に限り、アルパイン・ガイドコースの研修として見なすことができる。
3. アスピラント・ガイドコースでの研修と合わせて、最短で3年間、最長で5年の間に、60日以上当協会主催（共催を含む）の研修と20日以下の自己研修により合計80日以上研修を受講しなければならない。合計80日以上研修には、岩で20日以上、雪・氷で20日以上、山岳スキーで20日以上、氷河のある地帯での研修20日以上が含まれていなければならない。また、高山での実技研修が40日以上含まれていなければならない。
4. 研修外として、日本赤十字社「赤十字救急法救急員」の資格を取得してはならない。
5. アルパイン・ガイドコースにおける研修内容、および登山履歴とガイド実績に基づいて資格審査委員会で合否の判定を行い、理事会で承認を経てアルパイン・ガイドとして認定する。
6. **アスピラントガイドとしての研修が国内のみで受講し、仮認定のアルパインガイドとなった場合は、5年以内に氷河のある地帯での研修を受講し、合格とみなされなくてはならない。見なされない場合はアルパインガイドの資格を解除し、マウンテンガイドとする。**

第12条 (マウンテン・ガイドコース)

1. マウンテン・ガイドコースは、ガイド養成学校への入校を許可された後、1年間で20日以上当協会主催（共催を含む）の研修を受講しなければならない。
2. アルパイン・ガイドの指導のもとで自己研修を実施し、所定の手続きにより当協会に報告した場合には10日以内に限り、マウンテン・ガイドコースの研修として見なすことができる。
3. マウンテン・ガイドコースにおける1年間での合計30日以上研修は、岩で

10日以上、雪・氷で10日以上、山岳スキーで10日以上を実施すること。
また、高山での実技研修が12日以上含まれていなければならない。

4. マウンテン・ガイドコースにおける研修結果、および登山歴とガイド実績に基づいて資格審査委員会で可否の判定を行い、理事会で承認を経てアスピラント・ガイドとして認定する。

第4章 資格認定審査と認定基準

第13条 (ガイド養成学校入校審査)

ガイド養成学校への入校は書類審査で判定し、入校認定審査基準は次のものとする。

1. 国籍、男女の別を問わない。
2. 年齢は出願時に20歳以上とする。
3. 登山経験
 - 山行日数200日以上で2000m以上の雪山経験が50日以上あること。
 - 30ルート以上の岩壁登攀歴、そのうちに冬季岩壁10ルートの登攀歴を含むこと。
 - 冬季登攀歴10ルート中、少なくとも1ルート以上は、技術的に困難な登攀と客観的に認識できる登攀を経験していること、これらのルートは一部、もしくは全てが志願者によってリードされていること。
 - 沢登り5ルート以上の登攀経験があること。
 - 山岳スキーの経験20日以上あること。
4. 山岳ガイドとして、人格や能力の点で適性であること。
5. レスキューマスター資格、レスキューリーダー資格、クライミングマスター資格所持者で、その資格を取得して2年以上の経験を有するものは、3項の登山経験を問わない。
6. 公益財団法人全日本スキー連盟の指導員、準指導員資格を所持する者、及び公益社団法人日本プロスキー協会の教師資格を所持するものは、3項の登山経験を問わない。

第14条 (アスピラント・ガイド資格認定基準)

アスピラント・ガイドの資格認定はアスピラント・ガイドコースでの研修結果に基づき、次の方法で審査を行う。

(1) 登山能力

- ロックゲレンデにおいてデシマルグレード5.11aのオンサイト能力があること。

- マウンテンブーツ+アイゼンにてV級のリードクライミングが出来ること。
- 5級以上のクラシックルートを確実に登る知識と能力があること。
- 垂直な氷壁20m以上をリードクライム出来る能力があること。
- スキー滑走技術がSAJ 2級以上、あるいはそれと同等と見なされる能力があること。

(2) ガイド技術

ガイド技術については、次の実技を行的確に行える能力を有し、救急資格を取得していること。

- クライミング技術指導
- アイスクライミング技術指導
- 雪山、雪上技術指導
- ロッククライミングルートガイディング技術
- 冬季、雪稜ルートガイディング技術
- 山岳スキーガイディング
- レスキュー技術（夏季）
- レスキュー技術（冬季）
- 日本赤十字社「赤十字救急法救急員」の資格を取得していなくてはならない。

第15条（アルパイン・ガイド資格認定基準）

アルパイン・ガイドの資格認定はアルパイン・ガイドコースでの研修結果に基づき、次の方法で審査を行う。

(1) アスピラント・ガイドとしての活動実績

- 所定の研修内容を消化していること。
- 氷河圏での研修を修了していること。
- 救急法の資格を所持していること。

(2) ガイド技術

ガイド技術については、次の実技を行いよりスムーズに行える能力があること。

- クライミング技術指導
- アイスクライミング技術指導
- 雪山、雪上技術指導
- ロッククライミングルートガイディング技術
- 冬季、雪稜ルートガイディング技術
- 山岳スキーガイディング
- レスキュー技術（夏季）

- レスキュー技術（冬季）

第16条（マウンテン・ガイド資格認定基準）

マウンテン・ガイドの資格認定はマウンテン・ガイドコースでの研修結果に基づき、次の方法で審査を行う。

（1）登山能力

- ロックゲレンデにおいてデシマルグレード5.10aのオンサイト能力があること。
- マウンテンブーツ+アイゼンにてIV級のリードクライミングが出来ること。
- 3級以上のクラシックルートを確実に登る知識と能力があること。
- 垂直な氷壁10m以上をリードクライム出来る能力があること。
- スキー滑走技術がSAJ2級以上、あるいはそれと同等と見なされる能力があること。

（2）ガイド技術

ガイド技術については、次の実技を行的確に行える能力を有し、救急資格を取得していること。

- クライミング技術指導
- アイスクライミング技術指導
- 雪山、雪上技術指導
- ロッククライミングルートガイディング技術
- 冬季、雪稜ルートガイディング技術
- 山岳スキーガイディング
- レスキュー技術（夏季）
- レスキュー技術（冬季）
- 日本赤十字社「赤十字救急法救急員」の資格を取得していなくてはならない。

第17条（免除規定）

志願者が当協会ガイド資格と同等レベル以上の国内、海外でのガイド資格を有していた場合は、書類審査を行ったうえで、実技研修のいくつかを、或いは実技研修の全てを免除することが出来る。

2. 遭難対策委員会で行う、「上級レスキュー技術合格者」は全てのガイド資格のレスキュー技術研修を免除する。
3. 遭難対策委員会で行う、「中級レスキュー技術合格者」はマウンテン・ガイド資格のレスキュー技術研修を免除する。

第5章 資格更新・停止・剥奪

第18条（ガイド資格認定期間）

ガイド資格の認定期間は5年とする。

第19条（ガイド資格の更新）

アルパイン・ガイド資格、マウンテン・ガイド資格は、資格更新研修を受け更新手続きをとることにより更新することが出来る。

4. アスピラント・ガイドは更新することが出来ない。
5. アスピラント・ガイドがアルパイン・ガイドに昇格認定されないで5年を経過した場合は、マウンテン・ガイドとする。

第20条（ガイド資格の停止）

資格審査委員会は当該ガイドに次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を一年以内の資格停止とすることが出来る。当該ガイドは資格保留者とする。資格認定委員会はこの旨、資格保留者に通知するとともに理事会に報告しなくてはならない。

- (1) ガイド活動中の重大な事犯によって他人を損害に至らしめた場合。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はガイドとしての規律、秩序を著しくみだしたとき。

第21条（ガイド資格の剥奪）

資格認定委員会は当該ガイドに次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を剥奪することが出来る。この場合議決の前に弁明の機会を与えなければならない。資格認定委員会はこの旨理事会に報告し、理事会の承認をもって資格剥奪とする。

- (1) ガイド活動中の重大な事犯によって他人を損害に至らしめた場合。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は秩序を著しくみだしたとき。

第6章、ガイド章、ガイド証

第22条（ガイド章、ガイド証）

ガイド章とは、別に規定する、バッジ、ワッペンをいう。バッジには正章と副章がある。

2. ガイド証とは、ガイド身分証明書である。

第23条（ガイド章の表示とガイド証の携帯）

ガイド行為中は、ガイド章を胸あるいは、腕に表示し、ガイド証を携帯しなくてはならない。

2. ガイドとしての会議・パーティ出席では、正章を胸に表示しなくてはならない。

第24条（ガイド章貸与の禁止）

いかなる場合も、ガイド章の貸与を行ってはならない。

第15条（ガイド章、ガイド証の返却）

ガイド資格を喪失した場合は、直ちにガイド章、ガイド証の返却を行わなくてはならない。

2. 紛失の際には、ガイド正章は4,000円、副章は3,000円、ガイド証については、3,000円を弁償するものとする。

付 則

1. この規則の改定は、資格審査委員会で策定し、理事会の承認により施行される。
2. この改定は、前回の改定から2年を経ない場合は、改定出来ない。
3. 前項に関わらず、総会において改定できる。
4. この規定を満足できないガイド資格者は施行初年度の2009年1月より2年間の期間を猶予する。2年経過後に満足できない場合は、その資格を失効する。
5. この規定は、2009年1月30日より施行する。
6. この規定は、2012年5月16日通常総会において、資格審査専門委員の項を追加する。
7. 2017年5月17日通常総会において、「4章 資格認定審査と認定基準 13条（ガイド養成学校入校審査）5項、6項を追加する
8. 2018年5月16日通常総会において、「2条4項」を追加する。また、「3条4項」及び11条6項を追加する。

資格区分とバッジ方式

| 会員区分 | 資格 | バッジ | ワッペン | |
|------|-------------|---|---|---|
| 正会員 | アルパイン・ガイド |  |  | |
| | マウンテン・ガイド |  |  | |
| | レスキュー・マスター |  |  |  |
| | クライミング・マスター |  |  | |
| 準会員 | ガイド養成学校生 |  | | |
| | レスキュー中級認定者 |  | | |
| 賛助会員 | |  | | |
| 団体会員 | | 団体所属の各個人は上記対応のバッジ、ワッペンとなる。 | | |

- ・ バッジは正章、と副章となります。(小さい方が正章、大きい方が副章)
紛失した方は、正章は4,000円、副章は3,000円です。